

○防衛省告示第百五十六号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）  
第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和七年七月九日から施行する。

令和七年六月二十七日

防衛大臣 中谷 元

陸上自衛隊佐賀駐屯地

|                   |        |                         |
|-------------------|--------|-------------------------|
| 対象防衛関係施設の所在地      | 佐賀県佐賀市 | 川副町大字犬井道九千四百七十六番二十九     |
| 対象防衛関係施設の区域       | 佐賀県佐賀市 | 川副町大字犬井道（次の図面に示す部分に限る。） |
| 対象防衛関係施設に係る対象施設周辺 | 佐賀県佐賀市 | 川副町大字犬井道（次の図面に示す部分に限る。） |

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。